

○大和斎場条例施行規則

平成6年12月27日
規則第8号

改正 平成11年9月28日規則第4号	平成12年6月30日規則第4号
平成13年3月29日規則第3号	平成16年3月29日規則第1号
平成17年1月21日規則第7号	平成19年3月1日規則第1号
平成20年9月1日規則第4号	

大和斎場条例施行規則（昭和57年広域大和斎場組合規則第5号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和斎場条例（平成6年広域大和斎場組合条例第4号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 大和斎場（以下「斎場」という。）の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から同月3日まで
 - (2) 前号に定めるもののほか、管理者が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、休場日を開場日とすることができる。
- 3 管理者は、第1項第2号の規定により休場日を定めるときは、あらかじめその旨を大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「組織市」という。）の広報等に掲載するものとする。

(施設の使用の制限)

第3条 式場は、次に掲げる要件に該当するときに、第1式場、第2式場、第3式場又は第4式場のいずれかを使用することができるものとする。

- (1) 火葬炉の使用日の前日に通夜を行い、かつ、火葬炉の使用日に告別式を行うとき。
- (2) その他管理者が特別の理由があると認めるととき。

(使用時間)

第4条 斎場の施設を使用できる時間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火葬炉 午前9時30分から午後5時までの間において、火葬開始時刻から火葬終了時まで
- (2) 式場 午前8時30分から午後10時までの間において、管理者が許可する時間

(受付時間)

第5条 斎場の施設の使用に係る受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(使用許可申請)

第6条 条例第3条第1項の規定により斎場の施設の使用の許可を受けようとする者は、別表に定める施設の使用区分に応じて、同表申請書欄に掲げる使用許可申請書に同表添付書類欄に掲げる許可証等を添えて、管理者に提出しなければならない。

(使用許可等)

第7条 管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその適否を決定し、大和斎場施設使用決定通知書（以下「使用決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、改葬の申請に係る死亡者の死亡時の住所が明らかでないときは、現に埋葬されている場所をもって住所とみなす。

- 2 前項の規定により斎場の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設を使用する際、使用決定通知書を管理者に提出しなければならない。

(使用許可時間)

第8条 火葬炉又は式場の使用の許可を受けた時間には、火葬炉にあっては待合室の、式場にあっては式場及び控室の準備又は後片付けに要する時間を含むものとする。

(使用料の納付時期)

第9条 使用料は、使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第10条 条例第6条に規定する使用料の免除は、次の各号の1に該当するときに行うものとする。

- (1) 斎場の施設の使用に係る死亡者又は死胎を分べんした者若しくは身体の一部を切除された者が、組織市内に住所を有し、かつ、死亡時又は申請時において生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていたとき。
- (2) 斎場の施設の使用に係る死亡者が、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に規定する行旅死亡人で、組織市の市長が取り扱うとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、大和斎場施設使用料免除申請書（第4号様式）にその事由を証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が当該書類の提出について必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その適否を決定し、大和斎場施設使用料免除決定通知書により当該申請書に通知するものとする。

(使用料の還付)

第11条 条例第7条ただし書の規定による既納の使用料の還付は、次の各号に掲げるときに、当該各号に定める割合により行うものとする。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
既納の使用料の100%
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が相当の理由があると認めるとき。
管理者が必要と認める割合
- 2 前項の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、大和斎場施設使用料還付申請書（第5号様式）に既納の使用料の領収書を添えて、管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その適否を決定し、大和斎場施設使用料還付決定通知書により当該申請書に通知するものとする。

(遵守事項)

第12条 使用者又は使用者の使用目的に応じて来場した者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 斎場の施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）の使用については、係員の指示に従うこと。
- (2) 指定された場所以外に花輪、生花その他これらに類するものを置かないこと。
- (3) 許可なく建物等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 許可なく火気を使用しないこと。
- (5) 斎場の施設の備品、器具等を斎場外に持ち出さないこと。
- (6) 指定された場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 許可を受けないで斎場において、物品の販売、広告、宣伝等の行為をしないこと。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

（職務上の立入り）

第13条 管理者は、斎場の管理上必要と認めるときは、係員を使用の許可をしている施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該係員の立入りを拒むことができない。

（損傷等の届出）

第14条 使用者又は利用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、斎場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年3月1日から施行する。ただし、大和斎場条例施行規則（昭和57年広域大和斎場組合規則第5号）の規定により、既に行われた斎場の施設（式場を除く。）の使用の許可については、この規則により行われたものとみなす。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙（式場に係るものと除く。）が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成11年規則第4号）

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成12年規則第4号）

- 1 この規則は、平成12年8月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成13年規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第1号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成17年規則第7号）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成19年規則第1号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

施設の使用区分	申 請 書	添 付 書 類
火葬炉	死 体	大和斎場施設使用許可申請書（第1号様式） 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。） 第8条に規定する火葬許可証
	死 胎	大和斎場施設使用許可申請書（第2号様式）
	改 葬	大和斎場施設使用許可申請書（第1号様式） 法第8条に規定する改葬許可証
	身 体 の 一 部	大和斎場施設使用許可申請書（第3号様式） 当該身体の一部が手術等により切除された事實を証する医師等の証明書
待 合 室	大和斎場施設使用許可申請書（第1号様式）	法第8条に規定する火葬許可証
式 場		法第8条に規定する火葬許可証又は医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条に規定する死亡診断書若しくは死体検案書
安 置 室		